

Title	移民系子女に対する教育政策のEUレベルにおける新たな展開に対する加盟国の期待についての一考察
Sub Title	A study of the member states' expectations for educational policies of immigrant children as a challenged issue of the EU
Author	小山, 晶子(Oyama, Seiko)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2010
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.17 (2010. 10) ,p.19- 44
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20101025-0019

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

移民系子女に対する教育政策の EUレベルにおける新たな展開に対する 加盟国の期待についての一考察

小 山 晶 子

- 第1章 問題の所在
- 第2章 EC指令77/486/EECの限界にみる移民系子女の教育問題
- 第3章 加盟国の教育制度における移民系子女の差異化
- 第4章 加盟国が期待するEUの新たな移民系子女に対する教育政策
- 第5章 結 語

第1章 問題の所在

移民系子女¹⁾に対する特別な教育政策は、EU加盟国内で様々に実施されている。移民を受け入れている加盟国の多くは、教育政策を実施することによって彼らの文化的および経済的統合を促す必要性に迫られている。移民系子女が受け入れ国の教育システムで直面する第一の困難は、学習言語の習得と学校環境への適応である。到着したばかりの移民系子女に対する言語習得のためのクラスの設置を公立学校へ義務づけている加盟国もあれば、彼らの教育サポートを、地方政府、民間の組織あるいは外国人コミュニティへ一任している国もある。さらに、移民系人口の失業率の高さは、EU加盟国が抱える共通の問題であり、就学中の移民系子女の学力不振の問題は、彼らの進学率の低さ、卒業

1) 本稿では、「移民系子女」は、EU域外国籍の父母の子女で、EU域内国籍または域外国籍もっている人、および第二世代で、EU域内国籍または域外国籍を持っている人、の両方を指す。

後の失業率の高さと関係している。彼らの学力向上を促し、受け入れ国社会への経済的統合を促すことは、加盟国の経済状況を好転に導くためにも回避できない課題となっている。

EU加盟国内で、移民系子女が置かれている不利で不公平な社会・経済的立場は、彼らの異なる文化的背景に直接由来している訳ではない。彼らの異なる文化的背景は、受け入れ国の国民文化のアイデンティティーと比較されることによって「差異化」され、社会システムにおける差別的な扱いによって社会・経済的不利な環境を押し付けられている。移民系子女の文化的「異質性 (difference)」は、彼らが受け入れ国に適應する過程において、「不利なもの (disadvantage)」即ち「短所 (deficit)」として認識され、扱われているのである²⁾。移民系子女が、教育制度内で課されている修学上の「不平等」と、彼らの異なる文化的背景との関係を解明し、教育制度を通じた統合を効率的に促すことが、各国に課された緊急の課題となっている。

欧州委員会は、EU加盟国内における移民系子女に対する教育政策の現状を把握し、EUの移民系子女に対する従来の教育政策の見直しをはかるため、2008年7月3日に緑書³⁾を発表した。教育政策について、ECの役割は、加盟国の行動の補充、支援または調整に限定されている。その一方で、当緑書に明記されているように、移民系子女が直面する修学上の「不平等」という各加盟国の社会システムに深く根ざした問題を、教育分野においては是正する必要性が、EUレベルおよび加盟国の間で共有されている。

本稿は、移民系子女の社会・経済・文化的統合を教育分野において促すために、異なる政策を展開してきた歴史的背景をもつ加盟国が、EUの新たな教育政策に対して期待する関与と方向性についての考察を試みる。この考察は、移民系子女の教育問題に対するEUレベルの新たな取り組みが、加盟国の政策を

2) Theodora Kostakopoulou, *Citizenship, identity and immigration in the European Union*, Manchester and New York, Manchester University Press, 2001, p. 94

3) Green Paper, « Migration & mobility : challenges and opportunities for EU education systems », Brussels, 2008, COM (2008) 423 final, SEC (2008) 2173

どのように支持し、将来的に加盟国内の当政策パラダイムあるいはレフェロンシエル (référentiel)⁴⁾ に対して何らかの影響あるいは変化を及ぼす潜在性を秘めた相互作用を構築することが可能となるか、という議論の前段階の一考察である。

まず、EU加盟国が抱える移民系子女を取り巻く教育上の問題の現状を把握するため、EUの「移民系子女に対する教育政策」の発端となったEC指令77/486の政策内容が、現27加盟国における問題の対策として限定的な役割を呈している点について議論する。次に、移民系子女の修学上の「不平等」は、受け入れ国の社会システムによって定義づけられている、という社会構造的な問題を明らかにするために、彼らに対する異なる教育政策が教員の態度および行動に及ぼす影響とその相互関係性について、移民系子女に対して異なる教育政策を展開してきた英仏のアプローチを比較分析する。最後に、このような社会構造的な問題を打破し、教育分野において移民系子女が置かれている「不平等」な立場を解決するために、加盟国の教育システムおよびアクターとの相互作用が期待されるEUの新教育政策について考察する。

第2章 EC指令77/486/EECの限界にみる移民系子女の教育問題

EUの移民系子女に対する教育政策の歴史は、1977年のEC指令77/486/EEC (以下、「指令78/486」と記述) に遡る。移民労働者の子供のために1977年当時の加盟国の教育制度の整備を促すために施行された指令77/486が、今日のEU加盟国内における移民系子女の教育問題に対して限定的な役割しか担えない三つ

4) 公共政策の分析アプローチの一つであるréférentielの概念については、Pierre Muller ; *Les politiques publiques*, Paris, Presses Universitaires de France, 1990, p.42を参照。欧州公共政策の分析枠組みの一つとして、認知アプローチのなかで、政策のパラダイム、レフェロンシエル (référentiel) あるいは信念のシステムの概念を取り入れる議論については、Yves Surel, « L'intégration Européenne vue par l'approche cognitive et normative des politiques publiques », *Revue française de science politique*, vol.50, no.2, avril 2000, p. 189-207を参照。

の側面を紹介することで、当分野における加盟国の政策展開を支持することが可能となるEUの新たな教育政策の方向性について分析する。

2-1 特別な教育政策の対象の変化

指令77/486で対象とされた「移民系子女」は、EC加盟国出身の「移民」であり、第三国からの「移民」は含まれていなかった。2008年の緑書で打ち出されたEUの新たな第一の試みは、EUの教育政策の対象として第三国出身の「移民」を考慮したことである。EU域内における第三国からの「移民」人口は、イギリス、フランス、ベルギー、オランダなどが、旧植民地より受け入れていたケースが大半であった。しかし、1990年代に入ると、旧ユーゴスラビア紛争による難民の申請などを受けて、従来の移民送り出し国であったスペイン、ギリシャ、イタリア、アイルランドなどが、移民受け入れ国へと転じる。さらに2002年の新加盟国加入に伴い、2006年には、現27加盟国の外国人口の60%は、EU域外の出身となっており、外国人移民のなかでも第三国出身者の占める割合が高い国は、スロベニア（90%）、ルーマニア（86%）、ポルトガル（84%）、チェコ（83%）となっている⁵⁾。近年のEU域内に居住する外国人口の統計は、2001年の15加盟国内で総人口の約3.8%であり、2004年の25加盟国においては5%を上回ると推測されている⁶⁾。

EU加盟国内における「移民系子女」の定義は一様ではないため、彼らの修学状況について、出身国別の統計は入手および比較が困難である。EUの新しい教育政策は、第三国出身の移民人口比率が増加している傾向を考慮し、EU域内および第三国出身者を含む「移民系子女」に関する統計に基づいて両者が

5) Eurostat news release 162/2008 – 18 November 2008, « Immigration in the EU27 in 2006 ; 40% of immigrants who settled in the EU27 were citizens of EU27 Member States »

6) 2001年の統計ではフランス、イギリス、キプロス、エストニア、マルタ、ポーランド、スロヴァキア、アイルランドの外国人口が含まれていないため、実際値よりも下回る統計予測となっている。Communication from the Commission to the Council, the European Parliament, The European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions, *First Annual Report on Migration and Integration*, Brussels, 2004, COM (2004) 508 final, p.12

抱える教育問題を対象として取り組むことを明記している⁷⁾。

2-2 学力不振と社会・経済的統合政策の関連性への着目

加盟国における移民系子女と現地出身者の学力平均には、依然として格差がみられ、その学力格差を縮めるための政策が求められている。移民系子女の学力不振の原因の一つとして、社会・経済的格差による影響が挙げられる。OECDの統計によると、生徒の家族および家庭環境における経済・社会・文化的側面にみられる格差を考慮した場合、現地出身者と外国出身者の数学の平均値の差が縮まる⁸⁾。さらに、EU域外で出生した生徒の両親の所得は、域内出身者の両親の所得の平均8割を下回っており、最大で5割にしか及ばない国もある⁹⁾。このことから、移民系家庭環境に特有の社会・経済的背景が、子供達の学力に影響を及ぼしている傾向が窺える。

移民系子女の学力不振および家庭環境に伴う社会・経済的背景は、彼らの進学率の伸び悩みにもつながっている。2005年の国籍別統計によると、18歳から24歳の外国籍人口の非就学率は、他の人口のそれに比べて、約2倍から3倍多くなっている¹⁰⁾。

7) Green Paper, « Migration & mobility : challenges and opportunities for EU education systems », Brussels, 2008, COM (2008) 423 final, SEC (2008) 2173, p. 2

8) 学生の社会・経済・文化的側面として、父親と母親の職業、両親の最高学歴と学歴年数、各家庭にある書籍の数と教育・文化的資料へのアクセス状況などが考慮された。参照Table5. Difference in average score between domestic pupils and migrant pupils, taking into account socio-economic background, in Commission Staff Working Document accompanying the Green Paper COM (2008) 423, Brussels, 2008, SEC (2008) 2173 final, p.11

9) Source: EU-SILC 2005, Figure2. Median income of children of parents born outside the EU relative to that of those with parents born in country of residence, 2004 onwards, in Commission Staff Working Document accompanying the Green Paper COM (2008) 423, Brussels, 2008, SEC (2008) 2173 final, p.9を参照。

10) Source: Eurostat (Labour Force Survey) 2005, Figure5 - Share of early school leavers by nationality, 2005 (Percentage of the population aged 18-24 with only lower-secondary education and not in education or training, by nationality, 2005), Annex to the Green Paper COM (2008) 423 final, SEC (2008) 2173, p. 7を参照。

表1 20歳から29歳の移民、第二世代、現地出身者人口の就業率（各国最新データ）

	フランス (1999)		デンマーク (2004)		スウェーデン (2004)		ドイツ (2005)		イギリス (2005)	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
外国で出生	67	44	50	32	52	46	71	43	77	61
片親が外国出身	77	67	64	59	75	73	69	70	75	66
両親が現地出身	81	69	81*	76*	83	81	79	72	87	74

資料：OECD 2007

*最低片親が現地出身である人口の就業率

言語および文化的な障壁から学力に伸び悩み、進学を後押ししてもらえない家庭環境に身を置くなかで、低学歴に留まる傾向の移民系子女の卒業後の就業率は、現地出身者に比べて低い。20歳から29歳の人口の就業率を国籍および性別に比較した統計¹¹⁾は、表1の通りである。

表1から、現地で出生していても外国出身の片親あるいは両親をもつ移民系人口、および外国籍人口にみられる傾向として、就業率は他の人口に比べて低く、厳しい経済的環境に置かれていることが分かる。

このような統計から、移民系子女の家庭環境にみる社会・経済・文化的側面は、彼らの学力に負の影響を与え、現地出身者と比べて、進学および就職のための選択肢の不平等を促している¹²⁾、という関連性が指摘される。しかし、指令77/486の内容は、社会・経済政策を含めた移民系子女の統合政策に及んでいない。EUにとって、労働市場における移民系人口の統合問題は、リスボンターゲットを達成するための条件の一つであり、無視できない課題となっている。欧州委員会は、EUにおける第三国出身者の統合のための枠組み¹³⁾として、

11) Figure4. Employment rates for immigrants, the second generation and other native-born, 20-29 and not in education, by gender, latest available year, in Annex to the Green Paper COM (2008) 423 final, SEC (2008) 2173 final, p.9-10を参照。

12) 家庭の社会・経済的環境と進学のための選択肢の幅の関連性についての議論は、以下を参照。Duru-Bellat Marie, Van Zanten Agnès, *Sociologie de l'école*, Paris; Armand Colin, 1999, p.37-53

13) Communication from the Commission to the Council, the European Parliament, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions, *A Common Agenda for Integration : a framework for the integration of third-country nationals in the European Union*, COM (2005) 389

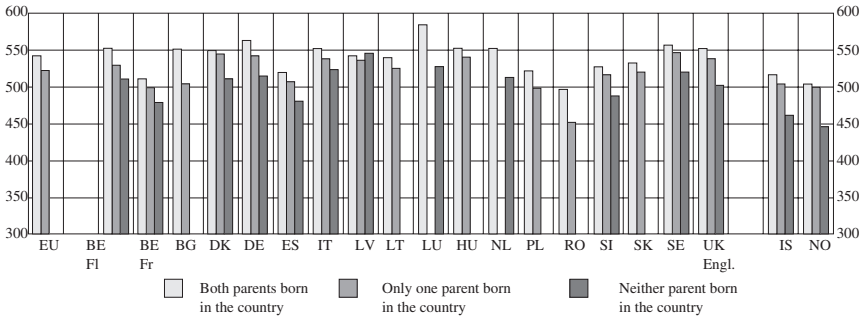
2004年に域内共通の統合原則（Common Basic Principles on Integration CBPs）を提示し、教育政策も含めた社会・経済・文化的側面を考慮した統合政策の実施を加盟国に提案している。EUレベルにおける移民系子女に対する新たな教育政策の一環として展開される社会・経済政策が、彼らの修学にもどのように影響するか、第4章にて考察する。

2-3 学習言語と母語習得の必要性と実施義務の問題

指令77/486では、受け入れ国の学習言語および移民系子女の母語習得のための言語政策の実行が、各加盟国へ促された。到着後に移民系子女が直面する問題は、学習言語の習得であり、そのための教育アプローチは、各国の教育制度で多様に展開されてきた。公共教育制度（特に初等教育などの義務教育レベル）において、国民文化の統一性を掲げる国民教育に対する国家の介入度の違いが明らかである英仏では、両国ともに移民系子女に対する教育政策を歴史的に展開してきたが、そのアプローチの違いが明確に比較される。フランスでは、到着したばかりの移民子女に対して、CLIN（Classe d'Initiation）という入門学級が初等教育において設置されている。当クラスの目的は、フランス語習得および学校環境への適応であり、迅速な標準クラスへの統合が望まれる。イギリスでは、到着したばかりの移民子女に限らず、イギリスで出生した移民系子女に対しても、学力向上のための英語習得および異文化障壁に関するサポートが展開されている。移民系子女に対する学習言語習得のためのサポートは、実行されている国と実行されていない国とに分かれるが、2006年の統計をみると、加盟国の大半において、移民系子女と現地出身子女との学力の差に開きがあることが分かる。

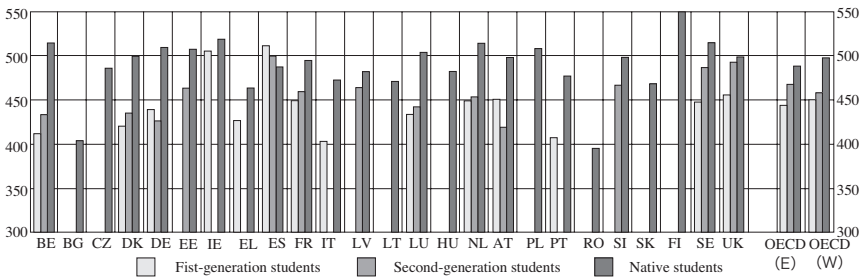
図1と図2の比較から、初等教育高学年よりも、中等教育を終了する段階において、移民系子女と現地出身子女の平均読解力の差は大幅に開いていることが分かる。イギリスでは、第二世代の移民系子女と現地出身子女との学力の差が、フランスの例より開いていないことから、実施されてきた教育サポートが、第二世代の統合にある程度有効である、ということが窺える。フランスでは、

図1 現地出身の両親をもつ子供、片親が外国出身の子供、両親ともに外国出身の子供の読解力の違い（小学校最終学年の読解力試験結果の平均値比較－2006）



資料：2006 OECD PIRLSデータ

図2 移民背景別にみる読解力の違い（15歳の読解力試験結果の平均値比較－2006）



資料：OECD PISA 2006

移民系子女の第二世代は、特別なサポートの対象にならないため、彼らの読解力は、第一世代の移民子女に限りなく近く、現地出身子女との差は大きく開いている。しかし、イギリスにおいても、第一世代の移民子女と現地出身子女との読解力の差は縮まっていない。これらの問題は、両国内で実施されている学習言語習得を優先とする移民系子女に対する特別な教育サポートの内容およびアプローチの有効性について、疑問を投げかけている。

指令77/486で対象とされた移民系子女は、当時加盟国のEC域内出身者に限られていたため、彼らの母語習得は、域内の人の移動を活性化させる目的で導入された。EUの新しい教育政策が対象としているのは、第三国を含む移民系子女であり、彼らの母語習得を継続できる環境を整えることは必要であるが、母語習得を公共教育制度で義務化する必要性については、各加盟国において

様々な疑問が生じている。

例えば、フランスの公立小学校では、移民系子女の母語教育が行われている。しかし、設立当初の目的である「送り出し国への送還」を前提とした運営方法は、ほぼ変更されておらず、移民送り出し国で雇用された外国人教師および外国資本によって展開されている。そのため、フランス人教師の当授業に対する理解度は低く、フランス語習得への負の影響を唱える教師も少なくない。フランスにおける母語教育と異なるアプローチが取られているケースとして、イギリスの例が挙げられる¹⁴⁾。イギリスにおける移民系子女の母語教育は、公立学校では行われておらず、外国人コミュニティによるサポートに依存している。イギリスの公立教育制度では、移民系子女の異なる文化的背景を考慮した多文化教育サポートの発展が著しい一方で、その言語サポートの主目的は、英語習得であり、母語教育は考慮しない。移民系子女の母語教育よりも、彼らの文化的背景を考慮しつつ国際競争力の高い英語習得を優先させる教育アプローチに対して、外国人コミュニティからの反発も生じていない。

フランスとイギリスの例から、母語教育の義務化による移民系子女の学力への直接的な影響について、今日疑問視されているケースもあることは否めない。第三国出身者を含む移民系子女の母語教育は、各加盟国においてどのような形で実行されることが望ましいか、移民系子女の学力向上との関連性において、その必要性が検討される。

第3章 加盟国の教育制度における移民系子女の差異化

第2章では、移民系子女がEU加盟国において、どのように社会・経済的に不利な立場に置かれているか、指令77/486の履行義務と現状との開きを確認することで、明らかにした。各加盟国において、彼らが社会・経済的に不利な立

14) 移民系子女の言語教育政策についての仏英比較研究は、以下を参照。庄司克宏、山下晶子(2000年)「EU地域における移民系子女の言語教育政策と文化の多様性」『青山国際ビジネス紀要』第11号。

場に置かれる要因を探るため、彼らの文化的差異と学力不振との関係に対する各国教育制度の組織的な影響について考察する。EU加盟国のなかでも歴史的な移民受け入れ国であるイギリスとフランスは、彼らに対する特別な教育政策を1960年代から展開してきた。第一に、両国の異なる教育政策の展開と変遷を比較することで、異なる政策のアプローチが、教育制度内における移民系子女の文化的差異を促した過程について検証する。異なる教育政策のアプローチは、各国の教員が移民系子女の教育に従事する際の態度および姿勢に影響を及ぼしている。したがって、第二に、異なる政策アプローチに影響を受けた教員が移民系子女の教育に携わる日常について分析することで、各国の公立小学校で行なわれている移民系子女の文化的差異について、さらに、彼らの学力に対するその影響について考察する。

3-1 移民系子女に対する特別な教育政策による文化的差異化

移民受け入れ国としての歴史を持つイギリスとフランスは、1960年代以降、旧植民地からの移民を大量に受け入れた背景から、彼らの統合政策に追われることになる。イギリスでは、1948年の国籍法の可決によって、イギリス連邦の市民は、英国（United Kingdom）に1年在住することでブリティッシュ国籍を取得可能となった。大量の移民がイギリス連邦から流入する一方で、イギリスではすでに1950年代に経済停滞期へ入っていたため、低所得者層の労働を移民が奪うという非難が移民人口に集中し、各地で彼らに対する人種差別的な事件および暴動が勃発した。

フランスでは、戦後経済復興のための政策の一環として外国人労働者の雇用が促進され、特に1947年以降、当時植民地であったアルジェリアとフランスの領土間の自由移動が可能となり、アルジェリアから大量の移民がフランスへ到着し在留する。急激なアルジェリア人の流入にもかかわらず、彼らの労働力は、まだ停滞期に突入していなかった1950年代から60年代のフランス経済成長期を支えた。しかし、北アフリカ諸国からの移民が増加する1960年代に入ると、経済成長率は伸び悩み始め、移民の入国がより厳しく管理された。

両国へ移住してきた移民人口の子供達が、公立学校へ就学することで、教員は彼らの文化摩擦および教育問題に直面する。イギリスでは、英語が母語でない移民子女に対して英語を習得させるため、地方レベルの異なる教育政策が展開される。しかし、学校外の塾のような場所に、移民子女のみ集め、標準クラスに適応するための英語を学習させ、通常の学校へ編入させる、というサポートが主流であった。フランスでは、1970年の通達によって、移民系子女が集中する公立小学校においてCLINが設置され、フランス語を集中的に習得させるための政策が全国レベルで開始された。

このように、1960年代後半から70年代初めにかけて、両国でとられた移民子女のための特別教育政策は、学習言語習得および学校環境への適応を最優先とした「同化 (assimilation)」アプローチであった。

「同化」を目的とした教育政策は、アメリカおよびイギリスの教育学者によって、移民系子女の母国文化を否定するアプローチが彼らの学力不振を助長している、という点において批判される。その一例として、西インド諸島出身者に特有の問題が挙げられる¹⁵⁾。イギリス連邦の旧植民地である西インド諸島出身子女は、英語を母語としていたため、教員に英語を母語とする他の生徒と同様に扱われる傾向にあった。しかし、西インド諸島に独特の英語の方言や強いアクセントが原因となり、彼らと教員のコミュニケーションに誤解が生じ、その結果、多数の西インド諸島出身子女の学力が低迷するという事態を引き起こした。「同化」政策の批判を発端に、教員と生徒間の円滑なコミュニケーションおよび移民系子女の母国文化を積極的に評価すること、などの学校教育制度の改善が、移民系子女の精神的成長をもたらし、彼らの学力向上へ貢献すると議論された。

「同化」政策の批判を受けて、1966年に教育地方当局 (Local Education Authority) に設置されたセクション11チームは、移民系子女の学力向上のため、

15) 参照 Coard, Bernad, *How did the West Indian child is made educationally sub-normal in the British School System*, London, New Beakon Books Ltd., 1971

彼らの母語および異なる文化的背景を考慮した教育サポートを、教員と協力関係を築くことで展開する。その結果、1980年代には、イギリスの移民系子女が集中する公立小学校において、移民系子女の異なる文化的背景、そして教員による人種差別的な態度および発言などに対する意識向上のための研修などが展開される。

他方、フランスの公的領域では、「フランス人は法の下にみな平等であり、文化的差別を禁止」という共和国の「平等原則」が尊重されるため、フランスの公共教育制度において多文化主義の原則は否定される。しかし、学校教育の場だけでは、すべての子供に平等な教育の機会を保障できない、という議論の高まりを背景に、移民系子女に対する特別な教育政策と彼らの社会的統合の必要性が考慮される。1976年には、移民の子供の学校教育のための養成・情報センター（CEFISEM: Centre de formation et d'Information pour la scolarisation de migrants）を設置し、移民系子女に対して必要な教育をサポートするために、教員への情報提供および研修などを展開させた。生徒の異なる文化的背景を考慮した特別な教育政策の実施は、フランスの公共教育制度において、普遍的利益を擁護する共和国原理からの逸脱であったといえる。

しかしながら、両国における移民系子女の文化的背景を考慮した特別な教育政策は、そのアプローチの転換を強いられる。イギリスでは、1988年の教育改革法施行以降、ナショナルカリキュラムへ多文化教育を組み入れる試みがみられる一方、多文化教育の実施に対する予算は削減される。1999年には、移民系子女に対する教育サポートの管轄は、内務省から教育雇用省へ委譲され、セクション11は「エスニックマイノリティ達成補助金」（EMAG: Ethnic Minority Achievement Grant）と名称を変更する。内務省から地方教育当局へ分配されていた予算は、教育雇用省から各学校へ直接分配され、地方教育当局は移民系子女に対する教育サポートの実質的な管轄権を大幅に失う。移民系子女に対するサポートの展開は、各学校の裁量に依存し、EMAGチームによる当サポートは、学校側の協力および要請なしに、新たな活動を展開することが困難な状況に陥る。EMAGの始動により、移民系子女の異なる文化的背景を尊重した

多文化教育は、英語による標準授業に適應するための英語力および学習能力を効率的に高めることを優先したサポート内容へと轉換される。

フランスでは、1980年代初めの極右政党の台頭により、移民政策を社会政策の一環として取り扱うようになり、教育政策においても、移民系子女の文化的アイデンティティーに対する差異化が否定され、学力不振に陥る他の生徒と同様に扱うべきである、と議論された。このような背景のなか、1981年に施行された「教育優先地域」政策（Zone d'Education Prioritaire）は、移民系子女が集中する地区が対象となるが、彼らに限定される政策ではなく、全国平均よりも学力の低い生徒が集中する学区に対して実施される。「教育優先地域」では、他の学区より高い予算が分配されるため、クラスの少人数化、教員をサポートするアシスタントの増員、課外活動の充実化などがはかられる。当政策の実施によって、フランスの教育制度内における移民系子女の文化的差異化傾向は最低限に留まり、学力不振の原因を社会・経済的不平等に見出す傾向が強くなる。このような傾向は、CEFISEMの活動の独自性に対する疑問および批判を高めた。2002年にCEFISEMは、当時の国民教育大臣ジャック・ラングによって、「ニューカマーならびにロマ人の子供のための修学センター」へと改組され、そのサポート対象は、移民系子女から外国籍の子女へと限定された。したがって、フランスで出生した移民の両親をもつ二世代の学力不振は、「優先教育地域」のような政策によって、他のフランス人で学力不振に陥る生徒と同様に扱われるため、彼らに特有の文化的背景に由来する困難は、見過ごされる。

移民系子女に対する今日の両国の教育政策は、彼らの文化的アイデンティティーを差異化しない、抽象的「個人」の平等アプローチを優先させる傾向にある。イギリスの教育制度では、成績至上主義を重視するため、多文化教育の実施は、学校および各教員の裁量に依存するケースが多くなっている。フランスの教育制度では、共和国原理への回帰により、外国籍の子女に対する特別教育政策は、フランス語習得および学校教育への統合を最優先させ、二世代の学力不振に対する文化的差異化を否定している。このように、移民系子女の文化的アイデンティティーを軽視する傾向にある加盟国の教育政策に対して、EU

が支持すべき移民系子女に対する教育政策において、彼らの文化的側面をどのように考慮すべきアプローチを示唆できるのだろうか。

3-2 学校における移民系子女の文化的差異化と学力不振の関係

イギリスとフランスの教育制度における、移民系子女の文化的背景に対する政策アプローチの相違を比較した。次に、教員の移民系子女に対する文化的差異化の傾向を分析することで、移民系子女に対する教育政策の変遷が、教員の態度および考え方に及ぼした影響について考察する。2005年にイギリスとフランスの各2都市（ノッティンガム、ロンドン、ナント、パリ）の公立小学校に勤務する約70人の教員（標準クラスの教師と移民系子女の特別教育に従事する教師）に対する面接調査を主な資料とする¹⁶⁾。第一に「移民系子女に特有の困難」、第二に「移民系子女の教育に従事する職に就いた背景」について、教員に質問をした際の回答を分析することで、移民系子女に特有の文化的背景に対する彼らの考え方と、各国の移民系子女に対する異なる教育政策が彼らの態度に及ぼした影響について考察する。

第一に、公立小学校内に勤務するフランスのCLINの教師およびイギリスのEMAG教師に対して、「移民系子女にみられる特有の問題は何だと思えますか。」という質問をした際の彼らの回答を分析する。

「彼らの困難は、その子供がどこの国から来たかによります。通常の学校教育が受けられる国から来た子供は、ほとんど問題ありません。というのは、学習する方法が分かっていて、自分の国で教えてもらったことと、ここで私が言っていることを比較して学習することができるからです。」(CLIN教師A、D学校、パリ、2005年5月31日)

「子供達はそれぞれいろんな過去を持っています。何人かは学校教育を受け、

16) 面接調査は、Yamashita-Oyama, Seiko, *Politiques éducatives différencielles entre Pluralisme culturel et Intégration : une étude comparative des politiques éducatives destinées aux enfants d'immigrés en France et en Angleterre*, thèse, Université de Strasbourg III, 2009の研究に使用されたものに基づいている。

何人かは戦争を経験しています。最も困難なことは、フランスの学校制度に適應することです。学校教育の経験がない子供は、勉強の仕方や、時間配分をして勉強することを知りません。すぐ疲れ、授業に集中することもできないのです。」(CLIN教師B、C学校、ナント、2005年6月9日)

「彼らの困難は、母国で学校教育の経験があるか、ないか、に関係します。母国で良い教育を受け、母語をきちんと習得している生徒は、フランス語も3ヶ月から2年以内で習得することができます。」(CLIN教師D、G学校、クリシー¹⁷⁾、2005年6月8日)

フランスのCLINの教師3人の意見の共通点は、移民系子女の学力不振と、彼らが出身国で受けた教育経験を関連づける主張にみられる。彼らは、フランス以外の教育制度における就学経験の有無と質が、フランスの教育制度へ適應し修学する際に強いられる困難の直接的な要因となっていると認識している。

次に、同様の質問をイギリスのEMAG教師にした際の回答は以下の通りである。

「子供達の問題は、どの学年で(イギリスへ)到着するかに依ります。1年生はアルファベットや音を学びます。もう少し大きくなると、問題が異なります。それは、算数の問題であったり、学習専門用語の知識であったり、言葉や文章の作り方、であったりします。」(EMAG教師P、F学校、ノッティンガム、2005年3月17日)

「マレーシアから来た女の子は、英語のサポートを受けています。単語や文章を構成する際にサポートが必要だからです。他の移民系の子供達も言葉の問題を抱えています。社会で使う基本的な言葉についても言えますが、特に、学習言語に特有の単語を習得する際に困難がみられます。」(EMAG教師N、E学校、ノッティンガム、2005年3月15日)

EMAGの教師は、移民系子女に特有の問題として、学習言語である英語の習得不足が最大の問題である、と主張する。同様の指摘が、標準クラスの教師

17) バリ市郊外

によっても主張される。

「彼らの通常の会話は大丈夫です。しかし、学習言語については、難しいようです。例えば、‘multiply by’ などと言うと困惑してまいります。」（標準クラス教師F、D学校、ロンドン、2005年3月21日）

「移民系の子供達が問題を抱えないように、なるべく彼らの文化的な背景を評価するようにしています。例えば農業について話す時、彼らの国の農業について触れるようにしています。もし彼らに特定の困難があるとするれば、二つの異なる文化の狭間にいることでしょうか。」（標準クラス教師A、E学校、ノッティングム、2005年3月15日）

異なる教育制度内で移民系子女の教育に従事する教師の回答を比較することによって、彼らが認識する移民系子女に特有の問題の定義に相違がみられることが判明する。フランスの教員は、移民系子女の出身国における教育経験、即ち、彼らの異なる文化的経験を、フランス国の教育制度へ適応する際の否定的な要因として捉えている。他方、イギリスの教員は、移民系子女の出身国における経験を、イギリスの教育制度内で彼らが抱える問題の要因として引き合いに出さない。英語を母語としない子女が、イギリスの学校教育へ適応するために義務づけられる学習言語の習得および文化摩擦は、イギリスの教育制度が彼らに課している問題であると認識し、彼らの異なる文化的経験が修学に否定的に作用している、という意見は全く聞かれない。

移民系子女の教育に従事する教員による、移民系子女の文化的アイデンティティーに対する異なる態度および認識は、各国の教育制度で展開されてきた教育政策アプローチの違いに由来する。多文化教育アプローチを研修で学び、実際に経験したイギリスの教員の間では、移民系子女の異なる文化的アイデンティティーはイギリス教育制度内で修学する際のマイナス要因ではない、とする一種の合意（コンセンサス）が生じている。他方、移民系子女の文化的差異化が否定され、フランス文化および言語習得の優越性が尊重されるフランスの公共教育制度内では、移民系子女の異なる文化的アイデンティティーを彼らの修学プロセスにおいて否定的に捉える合意が成立している。

第二に、移民系子女の教育に取り組む教員の姿勢と異なるアプローチの教育政策が展開される教育システムとの関連性を分析するために、教員の個人的な異文化経験と移民系子女の教育に従事する現職との関係についての回答を比較考察する。

イギリスの教師に「個人的な経験と、多様な文化的アイデンティティーをもつ生徒の教育に取り組む現職との関連」について質問した回答は、以下の通りである。

「私の父はポーランド人で、母はアイルランド人でした。両親は、外国人のための学校を開いており、多様な文化および言語をもつ人たちとの出会いは、とても感動的でした。ロンドンも多文化で溢れていますし、この地区でも英語以外の様々な言語が飛び交っています。こういった背景から、文化的に多様な環境で働くことに興味を持ったのだと思います。」(EMAG教師D、B学校、ロンドン、2005年3月11日)

「以前、イギリス系白人が多く住む地区の学校で働いていましたが、少しつまらないと感じました。私はもっと多文化に触れている方が好きなのです。異文化に触れる経験は、とても習得するものが大きいと感じています。もしかしたら、私が外国人だから、外国人と一緒に居る方が居心地が良いのかもかもしれません。」(標準クラス教師A、E学校、ノッティンガム、2005年3月15日)

「前の学校で働いていた時、教育心理学者が、バイリンガルの生徒達の学力を調べに来ました。ところが、そのテストはイギリス人家庭の慣習に基づいて作成されていたので、バイリンガルの生徒達は、精神的に異常である、と判断されてしまいました。教育心理学者は、そのテストの不適合性を認識し、バイリンガル生徒の点数を偽らなければなりませんでした。私は、これはおかしいと認識し、教師にならなければならない、と思いました。」(標準クラスの教師B、学校E、ノッティンガム、2005年3月15日)

上記3人の教師は、自分のルーツが外国籍であること、個人的な異文化体験などが、異なる文化的背景の生徒と向き合う現職を選ぶ要因の一つである、と主張する。彼らの個人的な文化的背景、あるいは異文化体験を、移民系子女の

教育に積極的に取り組む姿勢に関連づける傾向がみられた。

次に、同様の質問に対するフランスの教師の回答は以下の通りである。

「私は、マグレブ地域の国々を旅してきました。だから、マグレブ地域出身の子供達と、より簡単にコンタクトが取れたと思います。さらに、フランス語を外国語として習得するための教育に関する研修を受けていたこと。これらの経験を実際に活かすことは困難ですが、最低限の助けになっていると思います。」（標準クラス教師E、G学校、クリシー、2005年6月8日）

「過去の研修が現職の助けになっています。その研修テーマは、『非宗教と異なる文化』でした。移民系子女の文化的背景について学ぶことができたからです。特に、マグレブ地域について話し合い、美術館訪問では、アラブ文字を教わり、彼らの文化に特有のお祭りなどについて学びました。この研修が、彼らの家庭環境を知る上で大きな助けとなっています。私自身は、マグレブ出身の人が全く住んでいない地方の出身なので、若い時は、全く知らない世界でした。だから、この研修の経験に、本当に助けてもらっています。」（標準クラス教師F、G学校、クリシー、2005年6月8日）

「優先教育地域で働いた経験はないので、移民系子女の教育に取り組むことが、どんなことか想像もしていませんでした。何も分からずに、この学校で働くことを承諾しました。きっと、ドイツやアフリカの国々などを旅行する機会が多かったので、その経験が現職に役立っていると思います。」（標準クラス教師I、C学校、ナント、2005年6月9日）

上記3人のフランスの教師も、イギリスの教師と同様に、個人的な異文化経験と現職との関連を主張する。しかし、彼らの個人的な経験と現職に臨む姿勢との関係は、イギリスの教師とは異なる傾向がみられる。イギリスの教師は、個人的な異文化体験が現在の経験に積極的に活かされており、異なる文化的背景をもつ生徒の教育に従事する職場を選択する意志がみられた。フランスの教師の回答には、個人的な異文化経験にもかかわらず、移民系子女の教育現場を自ら選択した傾向はみられなかった。移民系子女が集中する学区は、優先教育地区に指定された学区が大半であり、教育に従事するのは困難を伴う地区であ

る、という認識が教師の間に深く浸透している。そのため、彼らは、個人的な異文化経験が移民系子女の教育に伴う困難に取り組む際の「助け」となっている、と認識する傾向にある。

イギリスの移民系子女が集中する学区は、外国人コミュニティが多く居住する低所得者層向けの住居が密集している地域であることが大半である。両国で面接調査を行なった教員は、社会・経済的困難を抱える移民系子女が集中する学校で教育に従事する、という同様の立場であるにもかかわらず、移民系子女の教育に取り組む彼らの態度の違いが明白となった。異なる態度の要因として、多文化教育¹⁸⁾政策が教員の研修および教育現場で実施されたイギリスの教育制度において、移民系子女の文化的背景を修学プロセスにおいて積極的に考慮する教育アプローチに対する評価が教師の間に浸透していること、が指摘される。移民系子女の文化アイデンティティーを修学上考慮しないフランスの教員にみられる合意は、共和国原理により文化的差異化が否定され、社会・経済的困難に伴う学力不振に取り組むための優先教育地域などの教育政策が尊重される公共教育制度において、制度化されてきたものである、といえる。

移民系子女の教育に際して、彼らの文化的アイデンティティーに対する教員の配慮の違いは、移民系子女と教員の間に異なる「個人的かつ文化的距離」を生み出している。教育学者フィリップ・ペルノーのよると、この「距離」は、生徒の学力不振に重要な影響を及ぼしている¹⁹⁾。フランス人教員と移民系子女との間に構築された「文化的距離」を縮めるための政策が講じられない限り、フランス教育制度内で移民系子女が直面する学力不振の問題を打破することは難しい。

18) 多文化教育の目的は、異文化の紹介に留まらず、多文化に配慮した教育の導入および人種差別あるいは偏見を無くすための働きかけを指す。参照 Sally Tomlinson, *Multicultural education in white schools*, B.T.Batsford Ltd., London, 1990, p.152

19) 参照 Philippe Perrenoud, *Pédagogie différenciée*, Issy les Moulineaux, ESF éditeur, 2004 (3^e édition), p. 75

第4章 加盟国が期待するEUの新たな移民系子女に対する教育政策

移民系子女に対する教育政策について、EUレベルにおける従来の政策の限界を第2章にて、EU加盟国内で展開されてきた政策の異なるアプローチ、教師による移民系子女の文化的差異化、彼らの学力不振の三つの側面の相互関係を第3章にて考察した。本章は、欧州委員会が緑書という形で提案した移民系子女のための教育政策に対するEU加盟国側の主張を分析することによって、新たな教育政策が両者にもたらす今後の課題について考察する。

欧州委員会は、移民系子女に対する教育政策の新たな提言として緑書を発表した後、各加盟国の政府機関、学術機関、NGOなどの101の団体から、提言に対する意見書を、2008年12月末までに回収した²⁰⁾。これらの意見書²¹⁾の内容を分析しつつ、まず、指令77/486に対する新たな政策追加の可能性と課題について考察し、次に、移民系子女が加盟国内で直面する構造的な問題に対して、将来的に有効な相互作用を展開することが可能なEU新政策の方向性について議論する。

4-1 指令77/486に対する新たな政策の展開と加盟国側の期待

指令77/486によって規定された移民系子女に対する従来の教育政策に対して、移民系人口の現状に対応すべく欧州委員会が指摘する新たな政策の必要性については、意見書を提出した加盟国から大半の支持を得た。当指令に基づいた政策に対する新たな課題として、第2章で考察したように、第三国出身の移民系子女への対象の拡大、教育政策と社会・経済政策を併せた統合政策の必要性、学習言語と母語教育の展開について、の三つの重要な側面が挙げられる。

移民系子女に対する教育政策の対象を、EU加盟国出身者から域外国出身者

20) 参照 Commission Staff Working Document, *Results of the consultation on the education of children from a migrant background*, Brussels, 2009, SEC (2009) 1115 final

21) 以下引用する各加盟国の意見書の内容については、次を参照。 http://ec.europa.eu/education/migration/results_en.html

へ拡大する必要性について、大半が賛同の意を示した。しかし、EU域内出身者とEU域外出身者を区別したアプローチを展開する必要性の有無が、新政策の課題の一つとして取り上げられる一方で、EU新規加盟国出身者に特有の問題を無視してEU域内出身者と一括りにしてしまう政策に対する危惧も挙げられる。

加盟国が期待するEUの役割の一つとして、移民系子女の社会保護および社会的結合を促すための教育分野における調整が挙げられる。2002年の司法・内務理事会からの提案により、第三国出身者を含む移民系人口の労働市場における統合のための政策は、すでに欧州委員会によって、加盟国の政策の定期的な評価および共通の政策アジェンダの提案などが実施されている²²⁾。移民系人口に対する経済的統合を中心とした政策と教育政策との調和をはかることにより、第三国出身者の統合政策に援助されている欧州基金の教育分野における活用が期待される。例えば、欧州社会基金および欧州地域開発基金などの構造基金は、加盟国および地方レベルにおける移民系人口の社会的結合政策の一環として、教員の研修プログラムといった教育分野において活用されている。

EUによる加盟国間の移民系子女に対する社会・教育政策の調和は、各加盟国に好意的に評価されている。EUによる移民系子女に対する社会政策と教育政策の調整の手法については、「開かれた協調手法」(Open Method of Coordination (OMC))の取り入れが、欧州議会および欧州社会・経済委員会から支持されている。しかし、教育分野における共通の政策アジェンダ作成などについては、加盟国および地域レベルの「補完性」の原則を堅守すべき、といった意見も根強い。

学習言語の習得および母語教育については、加盟国の間で意見が分かれるが、実施の形態と手法は各加盟国が決定権を保持すべき、という共通の主張がみられた。学習言語の習得については、EU加盟国大半の公立教育制度において、

22) Communication from the Commission, *A Common Agenda for Integration, Framework for the Integration of Third-Country Nationals in the European Union*, Brussels, COM (2005) 389 final

集中的な言語習得クラスあるいはサポートが実施されている。「受け入れ国の学習言語を外国語として習得する生徒のための教授法」が教員研修の一環として展開されている国もある（ハンガリー、ベルギー、アイルランド他）。学習言語の教授法に関する加盟国間の情報交換を促すため、EUレベルにおけるネットワークの構築および調整に対する加盟国の期待は高い。

移民系子女の教育に取り組む上で、受け入れ国の学習言語を集中的に習得させる必要性は、加盟国間で共有されているが、母語教育の義務化については、様々な意見が挙げられた。例えば、スウェーデンの小学校では、2007年には140カ国語の異なる母語教育が実施された²³⁾。スウェーデンおよびフランスなどは、移民系子女が母語を習得する機会を公立教育制度で保障する一方、オランダ、デンマーク、イギリスなどは、移民系子女の母語による教育サポートを展開した。しかし、オランダおよびデンマークでは、母語による教育サポートの非効率性を理由に、市町村レベルにおける当教育サポートの法律上の義務が撤廃された²⁴⁾。移民系子女の母語教育は、コミュニティーレベルなどの公的領域外で実施されるべきである、といった主張も多く、指令77/486による母語教育義務化に対して変更を要求する意見が挙げられた。

指令77/486は、欧州レベルにおける移民系子女に対する教育政策として、加盟国が取り組むべき重要な課題を提示できたが、その実施については、各加盟国の状況に応じて多様な対策が講じられた。EU現27加盟国における移民系子女の受け入れ現状と、1977年当時の彼らの教育環境との違いから、欧州委員会が提案する新政策のなかでも、上記の三つの側面に関する当指令の内容の変更に対して、加盟国間の支持は高い。

23) Swedish Parliament, *Opinion of the European Committee 2008/09/UbU3*

24) Dutch Government, *Education and Migration, Response of the Dutch Government to the Green Paper on «Migration & mobility: challenges and opportunities for EU education systems », Danish Parliament, Opinion on the Commission's Green Paper on migration & mobility: challenges and opportunities for EU education systems, Letter from EU Secretariat to a Commissioner for Education and Culture, 19 December 2008*

4-2 加盟国が取り組む移民系子女の教育政策を支持するためにEUが提案する相互作用

EUの移民系子女に対する教育政策について、加盟国が支持する主な三つの側面を分析することによって、EUが提案する教育政策の新たな方向性が考察された。次に、加盟国内で移民系子女が直面する構造的な問題を打破すべく国内の政策に対して、EUの新たな教育政策が支持し、有効な相互作用を構築する可能性について考察する。

1970年代以降、主にアングロサクソン系の国々で議論された多文化主義という概念の影響を受けて、移民系子女を抱える各国の教育制度内における彼らの文化的差異化という問題が注目された。しかし、移民系子女の学力向上のための多文化教育の非効率性を背景に、近年の政策は、彼らの文化的差異化を否定する成績至上主義への傾きがみられる。EU加盟国では、学習言語の習得による移民系子女の成績向上が優先課題とされ、彼らの母語教育は撤廃される傾向にあることをみても明らかである。

イギリスとフランス以外のEU加盟国のなかでも、国籍あるいは民族的背景の違いに対する教育分野における差別的扱いについて、否定的な意見がみられた。オランダ政府とアイルランドの教育科学省は、移民系子女に特有の問題を認識する一方で、彼らの異なる民族的背景に由来する不利な立場に着目した政策を施すのではなく、学力不振に陥る生徒が共通して抱える問題として移民系子女の問題にも取り組むべく政策の実施を強調している²⁵⁾。移民系子女の修学上の問題は、成績不振に陥る生徒に共通した問題の対策に包含され、当政策によって彼らの文化的差異化は否定される傾向にある。イギリスとフランスの例で分析したように、異なる教育政策の影響による教員の態度の違いは明確である。全生徒の成績向上のための教育政策が優先される教育制度内で、文化的差

25) Response of the Dutch Government to the Green Paper on « Migration & mobility: challenges and opportunities for EU education systems », Response from Department of Education and Science, Ireland, December 2008

異化の否定が教員と移民系子女の間の距離を開き、それが彼らの学力不振の一因となる関連性は否めない。

今後EUが、移民系子女に対する新たな教育政策を展開する際に、教育制度内における「文化的平等」を主張する加盟国に対して、移民系子女の「文化的公平性」に配慮した政策を助長することは難しい²⁶⁾。他方、EU加盟国は、移民系子女の社会・経済的に不利な立場を改善することによって学力向上を援助する政策の展開に対する一定の関与を支持している。EUの移民系子女に対する教育政策の一環として、学力不振の問題を抱える生徒の「社会・経済的差異」を考慮した政策アプローチについては、EUが欧州社会基金などの資金援助を用いて、加盟国間の移民系子女に対する教育政策の改善および調整という形で、加盟国と何らかの協調を実現できる可能性が高い。

移民系子女の「文化的差異」を考慮した政策アプローチは、加盟国の支持なしに協調をはかることは困難であるが、COMENIUSプロジェクトの一環として、教員あるいは教育関係者のための研修を通して、実際的なレベルで推進していくという手法がすでに展開されている。例えば、「Innocent」プロジェクトは、2004年から2007年の間にドイツ、イタリア、ルーマニア、スペインの参加者によって実行され、教師のための研修を通して、異なる文化的背景に対する偏見を減らし理解を深め、移民系子女の統合を効率的に促すための教授法を紹介することで、学校内における文化的摩擦を無くすことを目的としている。移民系子女の文化的差異に配慮した教授法を浸透させるための研修プロジェクト²⁷⁾は、すでに複数実行されているが、加盟国内の組織および教育関係者による自主的な参加に限られるため、移民系子女に対して独自の教育政策アプローチを実行しているイギリスおよびフランスなどの国からの参加に乏しい。EU新規加盟国およびスペイン、イタリアなどの移民受け入れ後発国による積

26) 移民系子女に対する「平等」政策と「公平性」のための政策の議論については、以下を参照。Danilo Martuccelli, « Les contradictions politiques du multiculturalisme », in *Une société fragmentée?*, dir. Michel Wieviorka, La Découverte, Paris, 1997, p.69-72

極的な参加傾向から、当プロジェクトの影響は限定的ではあるが、移民系子女の文化的差異と彼らの修学上の問題についての関連性の情報が、EU加盟国間で共有され始めている。

EUレベルで理論上尊重される移民系子女の異なる文化的背景を考慮した教育政策については、各加盟国の支持なしに、政策レベルの協調をはかることは困難であるが、EUの教育プロジェクトを通して間接的に加盟国の教育組織およびアクターに働きかけることは可能である。COMENIUSのプロジェクトを通して、加盟国の公立教育制度に属する教員が、国家の教育制度の理念的枠組みに捕われない移民系子女に関わる教育理念について研修を受け、他国の教員と情報交換などの相互作用を行ない、このような経験を自国の教育制度でさらに活用する。EU域内における人材の交流および研修を継続させることで、EUの政策の一環として尊重される移民系子女の文化的差異を考慮した教育アプローチが、加盟国内の教育現場における実際的なレベルで尊重される可能性は決して低くない。

第5章 結 語

本稿は、EUが、移民系子女に対する教育政策を展開してきた歴史的背景をもつ加盟国と近年その対策に応じ始めた加盟国と共に協議し、移民系子女の社会・経済的統合と文化的統合を促すための教育政策を展開していく必要性とその方向性について考察した。

社会・経済的政策と教育政策を組み合わせる移民系子女の統合を促す政策については、EUの構造社会基金などの資金援助を当分野へ投入し、各国の教育制度における移民系子女の統合状況およびその評価などの情報を加盟国間で交換し共有できるネットワークを構築するといった分野で、加盟国とEUの積極

27) プロジェクトのリストは、以下を参照。Annex to the Green Paper COM (2008) 423, SEC (1008) 2173 final, p.15-16

的な協調が期待される。移民系子女の文化的統合については、民族あるいは言語などのレベルで彼らを差異化する教育政策を講じるか否か、といった各加盟国の異なる政策手法の展開を背景に、移民系子女の教育に従事する教員の移動および意見・情報交換を伴う研修などの各加盟国を越えたプロジェクトを奨励することによって、教育の現場における異文化摩擦あるいは多文化教育への理解を促すことが期待される。移民系子女に対する教育についてEUが果たせる役割として、彼らの社会・経済的側面を考慮した教育分野における加盟国の政策の支持および協調と、教育現場における文化的サポートのための人材育成のネットワーク作りというプロジェクト実行レベルの二つのレベルにおける調整が、加盟国から期待される。

従来、加盟国の管轄下にあった教育分野は、リスボン戦略を契機として、EUレベルにおけるより重要な政治的プロジェクトとして注目されることになった。さらに、教育分野に特有の政策手法として導入されたOMCにより、EUと加盟国との間で、当政策分野を継続的に協議に持ち込む道が開かれた²⁸⁾。移民系子女に対する教育政策の新たな展開として、OMCの導入によって、社会・経済的統合および文化的統合を考慮した政策に対する加盟国間の理解と情報交換を促すことも期待される。当政策分野におけるEUと加盟国間の継続的な協議が可能となれば、今後の移民系子女に対する教育政策を歴史的に展開してきた加盟国を、他の加盟国との協議の場に積極的に参加させ、当政策実施による経験と情報を加盟国間で共有し今後の政策展開に反映させることが、移民系子女が抱える修学上の問題に対してEUが取り組むための重要な課題の一つとなる。移民系子女の教育問題に取り組むためのEUレベルと加盟国間の協議およびネットワークの構築といった相互作用の展開が、加盟国の当政策パラダイムなどにどのような影響あるいは変化を及ぼすか、という今後の課題を検討するための前提となる。

28) Åse, Gornitzka, « The open method of coordination as practice – a watershed in European education policy ? », ARENA Working Paper, no.16, 2006